

毎週火、金曜日発行（但休日、三るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 養ほう振興法施行細則
鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
鳥取県建築代理業条例施行規則の一部改正
- ◇告示 肥料の登録
米飯提供業者の登録
解の指定
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の全部改正
鳥取県教育委員会事務局処務細則の一部改正
- ◇公安告示 聴聞会の開催

規則

養ほう振興法施行細則をここに公布する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第二十二号

養ほう振興法施行細則

（届出書の様式）

第一条 養ほう振興法（昭和三十年法律第八十号）第三條第一項の規定による届出は、別記様式第一号によらなければならない。

（転飼許可申請書の様式）

第二条 養ほう振興法施行規則（昭和三十年農林省令第四十五号。以下「省令」という。）（第二条に規定する申請書は、別記様式第二号によるものとし、別記様式第三号によるほう、場貸与同意書及びその附近の見取図を添付しなければならない。）

（はちみつの表示の様式）

第三条 省令第五条に規定する証紙はレーベルは、別記様式第四号によるものとし、その大きさは、はちみつの容器の形状、大きさ等に相応したものとしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第2号（用紙は日本標準規格B4版）

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍 地

現 住 所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者 氏 名 ㊤

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養ほう振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住所氏名	ほう 群数	転 飼 期 間	飼育管理者 住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

別記様式第1号（用紙は日本標準規格B4版）

みつばち飼育届

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び代表者 氏 名 ㊤

養ほう振興法第3条第1項の規定により下記のとおりみつばち飼育届をします。

記

1 昭和 年1月1日現在みつばち飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 ほう 群 数

2 昭和 年度みつばち飼育計画

飼 育 場 所	飼育ほう群数	飼 育 期 間
		1月1日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 12月31日まで

注意 (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

(2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

00686

5 昭和31年4月20日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2710号

別記様式第4号

(イ) 添加物のない場合

内 容 重 量	グラム
添 加 物	な し

(ロ) 添加物のある場合

内 容 重 量	グラム
添加物の種類及	グラム
び重量	グラム

00685

昭和31年4月20日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2710号 4

別記様式第3号

ほ う 場 貸 与 同 意 書

貸与予定のほう場 所在地名番地	地目	貸与を受くる ものの氏名	貸与予定期間	摘 要

養ほう振興法により転嗣許可を得た場合には上記のとおり私所有
(使用中)の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地所有者又 住 所
は使用権者 氏 名

(印)

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十三号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を
改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥
取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「職業訓練の全課程」を「更生訓練の課程」

に改める。

様式第二号中

「身上調査書」を「身上調査書」に

前三箇月平均確 定収入	世帯の最低 生活費	差 引 額	附 記
----------------	--------------	-------------	--------

①生活保護法による世帯・ の最低生活費月額	②特別加算額	③世帯の一箇月平均 収入合計額	④差引残額 ③-①+②	附 記
--------------------------	--------	--------------------	----------------	--------

に改める。

様式第五号を次のように改める。

修了証書

氏 名

年 月 日 生

右の者は当所において更生訓練の課程を修了したこと
証する。

昭和 年 月 日

鳥取県身体障害者更生指導所長 氏 名 印

鳥取県建築代理業条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十四号

鳥取県建築代理業条例施行規則の一部を改
正する規則

鳥取県建築代理業条例施行規則（昭和二十六年二月鳥取
県規則第八号）の一部を次のように改正する。
第三条第六号及び第五条第二項中「又は建築士」を削
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号		肥料の名称	保証成分量 (パーセント)		生産者
					住所氏名
鳥取県 第二二三三号	上北条水稻配合 一号	窒素全量 内アンモニア性窒素 磷酸全量 内水溶性磷酸 水溶性加里 拘溶性加里	九・〇 七・〇 七・〇 二・二 一・〇 一・〇	九・〇 四・五	倉吉市大字井手 畑一三
	上北条水稻配合 二号	窒素全量 内アンモニア性窒素 磷酸全量 内水溶性磷酸 加里全量 内水溶性加里	八・〇 六・〇 六・〇 五・〇 八・〇 七・九	七・七 五・〇	同上

鳥取県告示第百六十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）
第三十五条の四の規定にもとづき、次のとおり米飯提供
業者の登録をした。

昭和三十一年四月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 東第一九号
氏名又は名称 いちむ良
営業所所在地 鳥取市大工町頭一ノ五
業 務 内 容 飲食店

鳥取県告示第百六十一号

鳥取県教育研究所を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月
鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和三十
一年四月一日指定した。

昭和三十一年四月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程をここに公布する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程
鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和二十七年四月鳥
取県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

第一章 総 則
（この規則の目的）

第一条 この規則は、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の分課分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

第二章 本庁組織

（課及び係の設置、名称）

第二条 事務局に、次の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

庶務課	庶務係、企画調査係、福祉係
管理課	庶務係、施設係、設備係、助成係
高校教育課	庶務係、人事係、指導係
義務教育課	庶務係、人事係、指導係、給与係
社会教育課	庶務係、指導係
体育保健課	庶務係、指導係、保健係

（課の分掌事務）

第三条 各課においては、次の事務をつかさどる。

庶 務 課

- 一 教育委員会会議その他の会議に関すること。
- 二 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- 三 事務局の組織に関すること。
- 四 公印の管守に関すること。
- 五 表彰に関すること。
- 六 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与、研修、福祉その他の人事管理に関すること。
- 七 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の恩給及び退職料に関すること。
- 八 教職員の福利厚生に関すること。
- 九 証書及び公文書の保管に関すること。
- 十 教育予算の総括に関すること。
- 十一 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の組織する職員団体に関すること。
- 十二 教育の調査及び統計に関すること。
- 十三 教育の企画及び評価に関すること。
- 十四 統計教育に関すること。
- 十五 教育委員会の広報事業に関すること。

- 十六 各課の連絡協調に関すること。
 - 十七 教育研究所に関すること。
 - 十八 その他他課の所管に属しないこと。
- 管 理 課
- 一 教育財産の取得管理及び処分に関すること。
 - 二 県立学校の施設の整備管轄及び設備その他需要物品に関すること。
 - 三 小学校及び中学校の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の管轄保全の計画及び実施の指導に関すること。
 - 四 小学校及び中学校の統合に関すること。
 - 五 産業教育施設設備の整備に関すること。
 - 六 建築の設計及び監督に関すること。
- 高校教育課
- 一 県立学校教職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与その他の人事管理に関すること。
 - 二 県立学校の設置、廃止及び組織編成に関すること。
 - 三 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに県立学

- 校の生徒募集に関すること。
- 四 大学入学資格検定に関すること。
 - 五 県立学校の予算に関すること。
 - 六 県立学校の授業料の減免に関すること。
 - 七 盲、ろう学校の生徒及び児童の就学奨励に関すること。
 - 八 県立学校教職員の恩給及び退職料に関すること。
 - 九 県立学校教育職員の免許状に関すること。
 - 十 県立学校の教科用図書の採択及び教材の取扱に関すること。
 - 十一 県立学校教職員の研修に関すること。
 - 十二 県立学校教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - 十三 県立学校教職員の組織する職員団体に関すること。
- 義務教育課
- 一 小学校、中学校及び幼稚園の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

- 二 小学校及び中学校の教職員の人事給与の調整及び給与の支給に関すること。
- 三 小学校及び中学校の学級編成に関すること。
- 四 小学校及び中学校の予算に関すること。
- 五 小学校及び中学校の教材費に関すること。
- 六 小学校及び中学校の教職員の恩給及び退職料に関すること。
- 七 小学校及び中学校の教育職員の免許状に関すること。
- 八 地方教育委員会の連絡に関すること。
- 九 小学校及び中学校の教職員の研修に関すること。
- 十 公立各種学校の設置及び廃止に関すること。
- 十一 小学校及び中学校の教職員の定数に関すること。
- 十二 小学校及び中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 十三 教育法人（私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く）に関すること。
- 十四 小学校及び中学校の教科用図書に関すること。

十五 給与事務所に關すること。
 十六 小学校及び中学校教職員の組織する職員団体に關すること。

社会教育課

- 一 社会教育関係団体に關すること。
- 二 成人教育に關すること。
- 三 婦人教育に關すること。
- 四 青少年教育に關すること。
- 五 視聴覚教育に關すること。
- 六 社会教育施設に關すること。
- 七 芸能文化の振興に關すること。
- 八 文化財保護に關すること。
- 九 図書館及び科学博物館に關すること。
- 十 ユネスコ活動に關すること。
- 十一 その他社会教育に關すること。

体育保健課

- 一 社会体育に關すること。
- 二 学校体育に關すること。

- 三 体育施設に關すること。
- 四 レクリエーション運動の指導奨励に關すること。
- 五 学校給食に關すること。
- 六 学校環境の衛生管理に關すること。
- 七 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。
- 八 事務局職員及び学校教職員並びに生徒児童及び幼児の保健に關すること。

(係及び課員の分掌事務)

第四条 係の分掌事務は、課長がこれを定め、課員の分掌事務は、課長が係長の意見を徴して定める。

2 前項の分掌事務を定め又はこれを変更したときは、教育長に報告しなければならない。

(課長會議)

第五条 重要施策の審議、各課間の連絡調整を図るため、課長會議を置き、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第六条 課及び係にそれぞれ次の長を置く。
 課長

係長

2 特に必要があると認めるときは、高校教育課、義務教育課、社会教育課及び体育保健課に主査を置くことができる。

(職務)

第七条 前条に掲げる職の職務は次のとおりである。

- 一 課長 上司の命を受け、課務を掌理する。
- 二 主査 指導主事又は社会教育主事の行う事務を掌理する。
- 三 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

(事務処理の例外)

第八条 主管が明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

第九条 臨時又は特命の事項については、第三条の規定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協議会、研究会等を設けて事務を処理させることができる。

第三章 その他の機関
 (給与事務所)

第十条 小学校及び中学校の教職員の給与事務をつかさ

どるため給与事務所を置く。

2 給与事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部給与事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡、 気高郡
中部給与事務所	倉吉市	倉吉市、東伯郡
西部給与事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡、 日野郡

(教育研究所)

第十一条 教育研究所は、教育に關する研究調査及び教職員の研修を行う機関である。

2 教育研究所の位置は、鳥取市である。

第四章 職員の定数

(事務局職員の定数)

第十二条 本庁各課及びその他の教育機関におかれる職員の定数は、別に定める。

第五章 雑 則

(この規則の施行に關し必要な事項)

第十三条 この規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。但し第十五条の中部給与事務所及び西部給与事務所の規定は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 鳥取県教育委員会事務局支所規程(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第八号)は、昭和三十一年五月三十一日限り廃止する。

鳥取県教育委員会事務局処務細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育委員会事務局処務細則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局処務細則(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条 庶務課の専決事項第二号の次に、次の二号を加え、学事課及び指導課の専決事項を削り、管理課の専決事項の次に、次の高校教育課及び義務教育課の専決事項を加える。

三 軽易な調査統計に關すること。

四 教育資料及び教材の刊行に關すること。

高校教育課

一 県立学校教職員の各種証明書交付に關すること。

二 県立学校教職員の扶養家族認定に關すること。

三 県立学校教職員の各種検定及び認定試験に關すること。

四 県立学校教職員の受験許可に關すること。

五 県立学校授業料の免除に關すること。

六 県立学校教職員の私事旅行に關すること。

七 県立学校教職員の県外出張認可に關すること。

八 県立学校生徒修学旅行の認可に關すること。

九 県立学校教職員の休職発令に關すること。

十 県立学校の各種実験学校に關すること。

十一 県立学校の教育研究図書あつせんに關すること。

義務教育課

一 小中学校教職員の各種証明書交付に關すること。

二 小中学校教職員の扶養家族認定に關すること。

三 小中学校の各種実験学校に關すること。

四 小中学校の教育研究図書あつせんに關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十一年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安 成文

一 関係者の住所氏名

倉吉市大正町一、〇七六番地の一

中 村 千 代

二 聴聞の期日

昭和三十一年四月二十七日 午後一時から

三 聴聞の場所

倉吉市明治町 倉吉警察署会議室